

旅して応援！”ほっと一息、ぎふの旅”キャンペーンをお申し込みのお客様への  
「ワクチン・検査パッケージ」の適用について

濃飛乗合自動車株式会社（濃飛バス）の募集型企画旅行の2022年5月9日以降出発のコースで“ほっと一息、ぎふの旅キャンペーン”対象者については「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用します。

<“ほっと一息、ぎふの旅”キャンペーン適用条件>

次の（１）（２）のいずれかを満たすことが割引適用の条件となります。

- （１） 新型コロナワクチン接種が 3 回接種済みであること。（接種からの経過期間は不問）
- （２） 出発日の 3 日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であること。

<“ほっと一息、ぎふの旅”キャンペーン適用条件の証明・確認>

（１）の場合

出発日当日、3 回接種の事実と接種日がわかる書類をご提示ください。

下記のいずれか1つで、コピーや写真データでも結構です。

- ①予防接種済証（接種したワクチンの種類やロット番号のシールが 3 回分貼られている）
- ②接種記録書（職域接種などで発行。接種済証と同様、ワクチンシールを 3 回分貼付）
- ③自治体が発行する接種証明書（いわゆるワクチンパスポート等。発行者、接種日・回数、接種ワクチンの種類、接種者氏名等が記載されている）

及び

本人であることが証明できるもの。（免許証、マイナンバーカード等、身分を証明できるもの）

（２）の場合

出発日当日、検査結果がわかる書類やメール通知文、WEB 画面をご提示ください。

- ①陰性であることがわかる文書や証明書（コピー可、写真データ可）、メールによる結果通知書、結果が確認できる WEB 画面。
- ②検査結果通知書等には、①受験者氏名②検査結果③検査方法④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名⑦有効期限が明記されていること。

及び

本人であることが証明できるもの。（免許証、マイナンバーカード等、身分を証明できるもの）

<上記条件を満たさなかった場合>

- ・上記の条件を満たさなかった場合は、“ほっと一息、ぎふの旅”キャンペーンの割引対象となりません。
- ・上記の書類等は後日の提出は認められません。

<その他>

- ・12歳未満の方については、保護者の方が同伴する際は、検査等は不要です。
- ・岐阜県内を対象地域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合及び、岐阜県が旅行商品割引事業の停止を決定した場合は割引は適用されません。

岐阜県知事登録旅行業第2-297号（一社）日本旅行業協会協力会員）

濃飛乗合自動車株式会社